

令和8年度専修大学法科大学院入学者選抜試験
出題趣旨 第四期入試 憲法

【出題趣旨】

民間企業の経営側の管理職社員と若手社員（管理職ではない）との関係性について、民間人相互の私人間の関係において、国家対国民を本来の規定の対象とする日本国憲法の人権規定は、どこまで・どのように私人間適用されるべきか、について、具体的な事案に即して問うている。理由その1、理由その2で、それぞれ問題文自体において論点を具体的に提示しているため、それぞれの論点について、民間企業の管理職と若手社員の双方からみて、それぞれどのように主張・反論しうるかを、ていねいに述べてほしい。

【採点基準】

・小問1（40点）

理由その1について、若手社員 Y の側が主張する結社の自由が、私人間での本問の事案において、具体的に若手社員 Y 側に有利に働くのか（20点）。

理由その1について、管理職側 X からの反対論は、いくつかありうる。ランニングという趣味と実益にとり、同好会的な集団のみによる「結社の自由」は本質的關係を有しているとはいえない。ランニングの場所は公道上であって不特定多数の一般人や関連企業・競争企業などの関係者から見られることは当然の前提となることから、同一会社内での管理職を排除する同好会の意向は、「結社の自由」の私人間適用として完全には成立しがたい等（20点）。

・小問2（40点）

理由その2について、自己決定権はあくまで、「自分のことは自分で決める」という意味において、憲法論も他者加害性のない事案でのみ、主張しうる事柄である。若手社員 Y の同好会によるランニングは、自己決定権とどういうか（20点）。

理由その2について、メンバー各人の健康管理のみならず、同好会としての精神的自由権としての結社の自由の実現であることを、Y からも認めている。このことから、当該の結社の自由が、ことさらに民間相互の関係において、他を排除する差別的な言動を内包する平等原則違反的な行為につながるか否か、自己決定権であるという自己主張の根底の論点も問題となりえ、この点も採点基準となりうる（20点）。

以上

令和8年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第四期入試 刑法

【出題趣旨】

本事案は、共同正犯の成否が問題になる基本事例を基に、①共同正犯の成立要件、判断基準、②関連する構成要件の正確な理解、③事案の的確な処理能力等について判定するものである。①に関しては、種々の見解があるところであるが、どのような立場に依拠するのかを明示して論じることが求められているので、問いに対して適切に応答することは必須と言える。

【採点基準】

第1 乙の罪責

1 X宅への立入りについて 【5点】

X宅の立入りについては、住居侵入罪（130条前段）が成立する。成立には問題がないことから、「侵入」の意義を示し、端的に処理することが求められる。

2 強盗の手段、致死との因果関係 【12点】

Xに対して本件ナイフを示して、Xの腹部に突き刺した行為については、強盗殺人罪（240条後段）が問題になる。強盗の手段（236条1項）として、「暴行・脅迫」の意義、判断基準を示しつつ、適切に評価することが求められる。強盗の手段性を充たすとした場合には、乙の行為とXの死亡結果との間に因果関係があることを端的に認定すること。

3 強盗殺人の擬律、甲らとの共同正犯の範囲、罪数 【10点】

乙は、主観的にXに対する殺意を以てその腹部を刺しているが、強盗犯人が殺意を以て人を殺害した場合、240条後段の「強盗が……人を死亡させたとき」に該当するかについて、本規定の趣旨に言及しつつ論じることが求められる。

数罪を認める場合には適切に罪数処理をすること。なお、その前提として、甲、丙との関係でどの範囲で共犯が成立するのかについて（後記第2・3の共謀の射程の問題と関係）、配慮する必要がある。

第2 甲、丙の罪責

1 共同正犯の成立要件、判断基準 【10点】

設問の指示として言及することが求められていることから、必ず言及する必要がある。言及する内容に応じて、論述の展開が変わりうるが、ここでは、①「共謀」（その判断基準は、正犯意思と特定犯罪の故意を前提とする共同遂行の合意）と②「それに基づく実行」という一般的な理解のもと、整理しておく。

2 共謀の認定・評価 【15点】

上記の基準により、「共謀の成否」を検討する必要があるが、甲と丙は、強盗の構成要件的行為自体は分担していないことから、共同正犯として捕捉する場合には、共謀共同正犯の成否が問題となる。教唆犯（甲の場合）と幫助犯（丙の場合）との区別が問題になることに留意すること。その際、どの判断基準との関係で狭義の共犯と区別するのかについて意識する必要がある。

3 基づく実行（共謀の射程、共犯過剰、罪数処理） 【18点】

共謀が成立する場合でも、本事案では、実行役の乙が当初共謀とは異なる内容の犯罪（Xの殺害）を実現している。そのため、当該結果が、「共謀に基づく実行」といえるか、すなわち共謀の射程内の行為と言えるかが問題になる。その場合の判断基準を示しつつ、適切に事案を評価する必要がある。当初共謀の射程かどうかを判断する以上、当初共謀の内容を確定し、実現事実が当初共謀の心理的因果性の範囲内かという大枠の設定ができるが、より具体的な判断基準・要素を明示するのが望ましい。そして、射程内とした場合と射程外とした場合の具体的効果も意識する必要がある。射程外とした場合、実現事実が帰属されるのは乙のみである。これに対して、射程内とした場合には、乙のみならず甲、丙も責任を負いうるが、主観面として故意があるかどうかは別個の問題である。後者の問題については、予見事実と実現事実の齟齬があり、それが異なる構成要件にわたる問題として、抽象的事実の錯誤（38条2項）を意識する必要がある。

なお、罪数処理については、共犯の罪数処理の仕方にも留意して行うこと。

第3 裁量点 【10点】

優れた論述等には、加点する。

上記合計 80 点

以上